

総社市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第21号

総社市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

総社市火災予防条例施行規則（平成17年総社市規則第162号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式と同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改 正 後	改 正 前
<u>様式第1号（第2条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第1号（第2条関係）</u> 略

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（催しを主催する者） 様

総社市消防長名

指定催しの指定通知書

総社市火災予防条例第42条の2第3項の規定に基づき、次の催しを指定催しとして指定したので通知します。

記

催しの開催場所	
催しの名称	
催しの開催期間	

教示

- 1 この指定について不服がある場合は、この指定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、総社市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この指定については、上記1の審査請求のほか、この指定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、総社市を被告として（訴訟において総社市を代表する者は総社市長となる。）、指定の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、指定の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この指定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや指定の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの指定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや指定の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。